広報はえばる 平成 26 年 3 月 1 日 No.430 広報はえばる 平成 26 年 3 月 1 日 No.430

ごみ処理手数料改定のお知らせ

平成26年4月から那覇・南風原クリーンセンターに搬入する際に 支払うごみ処理手数料が改定されます。家庭系ごみ処理手数料は 10kgごとに、現行の21円(消費税込)から60円(消費税込)、事業 系ごみ処理手数料は現行の90円(消費税込)から110円(消費税 込)となります。 ※町指定ごみ袋の料金の変更はありません。

(南風原町内事業者の皆さまへ)

事業系ごみは、廃棄物の適正処理に係る費用(ごみ処理原価)に 相当する手数料を徴収することが基本であると考えますが、那覇 南風原クリーンセンターでのごみ処理原価は10kgあたり約266 円になることから、一挙にごみ処理原価に近づけることは、事業者 の皆さまへの影響が大きいため、定期的な見直しを図ることとし、 今回は10kgあたり110円(消費税込)に引上げられることになり ました。事業系ごみ処理の際は、一般廃棄物収集運搬業者(許可業 者)と契約を交わし、適正に処理するようお願いします。

また、分別されていないごみについては、那覇・南風原クリーンセ ンターへの搬入はできません。ごみ分別はごみを排出する事業者 の責務であり、排出段階できちんと分別していただくことでごみを 減量し処理に要する費用を抑えることができ、経費削減に繋がりま す。資源ごみは売却することで収入を得ることもできます。

今後とも、事業者の皆さまにおかれましては、ごみの適正な分別 排出処理にご理解とご協力をお願いします。





現行

平成26年4月から

【ごみ処理手数料】

ごみを焼却・埋立するための費用に充て られます。

【収集運搬料金】

ごみを収集運搬する費用で、許可業者の 収入となり、回収回数・ごみ量・時間帯・場 所等で変わります。

■お問い合わせ■ 住民環境課 🕿 889-1797

平成26年度

町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童 生徒の保護者に対して、小・中学校でかかる費用の一部を 游游 援助します。

)援助の内容

学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費(新 1年生のみ)、修学旅行費など。

申請の方法

4月1日(火)から受付開始します。4月より援助を希 望する方は、4月30日(水)までに教育総務課へ申請し てください。

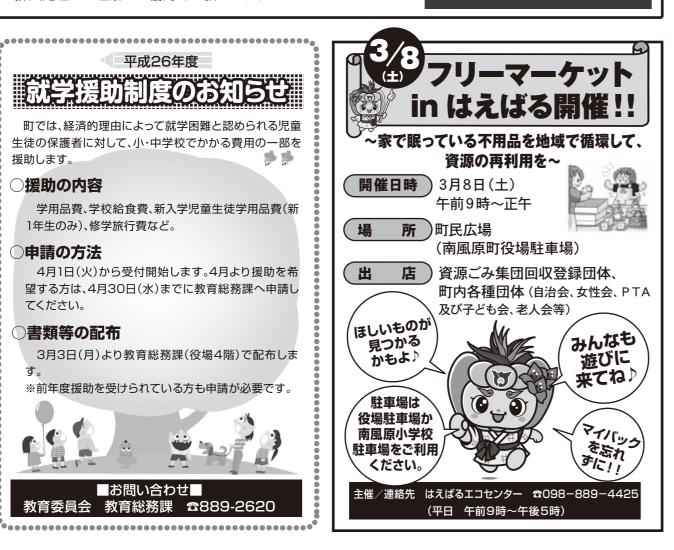
)書類等の配布

3月3日(月)より教育総務課(役場4階)で配布しま す。

※前年度援助を受けられている方も申請が必要です。



お問い合わせ 教育委員会 教<u>育総務課 ☎889-2620</u>



平成25年度学生納付特例制度 締切り間近です!!

平成25年度(平成25年4月~平成26年3月)の学生納付特例制度の受付締切日が平成26年3月31日 までとなっております。まだ申請していらっしゃらない方はお早めに手続きして下さい。

- ※平成26年度の学生納付特例制度の申請受付は4月1日からになります。
- ※平成26年4月からは法律改正により、申請時点から2年1ヶ月前までの期間について、さかのぼって申請できるように なります(既に納付済の月を除く)。

学生納付特例制度とは?

学生の方で所得が少なく、国民年金保険料を納めることが困難なときは、市町村の国民年金窓口に申請 し、年金事務所で前年の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

対象者… 大学、大学院、短大、専門学校などに在学している方

※専門学校については、対象ではない学校もありますのでご確認下さい。

持参するもの… ①年金手帳

- ②印かん(本人が署名する場合は不要)
- ③平成25年度有効の学生証(コピー可)または在学証明書
- ④離職票など(前年以降に会社を退職して学生になった場合)



学校を卒業 したら追納で 将来の年金額を NDÍ

注意点

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の年金をもらえる期間には計算されますが、年金額には反映されません。満額の老齢 基礎年金を受けるためにも保険料を遡って納めることをお勧めします。

学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を追納することができます。卒業したら忘れずに追納して下さい。(追納 しようとする月分の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます) 追納を希望する場合は、国保年金課または那覇年金事務所までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ: 国保年金課 四889-1798 那覇年金事務所 四855-1122

平成 | 26_{年度}

簿の縦覧と固定資産課税台帳の

土地·家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 ●固定資産課税台帳の閲覧

期 間 4月1日(火)~30日(水)

午前8時30分~午後5時15分 ※土日、祝日を除く

場所 税務課(役場2階)

土地・家屋価格等縦覧帳簿で他の土地や 家屋の評価額についても縦覧可能

固定資産税の納税者または納税管理人、 代理人(代理人の場合は委任状が必要)

(注)本人確認のため、納税通知書または 運転免許証等を持参してください。

| 期 | 間 | 4月1日(火)から通年

午前8時30分~午後5時15分 ※土日、祝日を除く

場 所 税務課(役場2階)

義務や権利に係る土地・家屋の 固定資産課税台帳

納税義務者等、借地人、借家人、固定資産の 処分をする権利を有する一定の方

(注)本人確認のため、納税通知書または運転免許証 等を持参してください。また、借地借家人の場合は 契約書の原本が必要です。

役場町民ホールでは町県民税申告・確定申告を受付中!

申告期限は…3月17日(月)まで!!

受付時間【午前】9時~11時30分【午後】1時30分~4時30分 ※土日、祝日を除く ☆必要書類・・・①平成25年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票もしくは給与 収入証明書、収支明細書、その他帳簿類) ②所得控除用証明書等 ③印鑑(認印可)

【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413 ★納税については…☎889-0523